**家族経営協定書**

家族や営農風景などの写真を

お貼りください。

【我が家の経営理念】

令和 　　 年　　　 月　　　 日　調印

**（経営主）**

**（）**

**家 族 経 営 協 定 書**

（目的）

第１条 　この協定は　甲 　　　　　　　　　　　、 乙

が相互に責任ある経営の参画をとおして、近代的な農業を確立するとともに、健康で明るい生活を築くことを目的とする。

（意思決定の参画）

第２条 　営農方針・計画の樹立、施設等の投資、及び資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施、並びに経営形態の変更（法人化への移行）等、家族経営の重要な意思決定にあたっては、甲、乙は、必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

（経営方針・理念・目標）

第３条

（経営の役割分担）

第４条　　農業経営における個人の責任を明確にするため、それぞれの希望、特技、技能等を互いに尊重しながら以下のように役割分担する。

なお、家事・育児等については家族全員で臨機応変に対応し、負担が偏らないようにする。

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当　者 | 役　割　分　担 |
| 甲 |  |
| 乙 |  |

（役割分担　記載例）

水稲（主）、水稲（副）、果樹（梨）、野菜部門、野菜（直売）、花き部門、飼育管理、飼料作物生産管理、搾乳、堆肥管理、新技術・新規作物の導入、作付け計画、作業計画管理、病害虫管理、作業日誌記帳、農機具管理、農機具オペレーター、農業資材管理、経理、経営企画、簿記管理、資金管理、委託先管理、雇用管理、家事、育児、介護、従事者の健康管理、家計記帳、作業補助

（収益分配の実施）

第５条　　農業経営から生じる収益については、甲、乙で話し合い、それぞれの年齢、任務等を考慮した額が分配されるものとする。

ただし、予期せぬ事情によりこの額を変更しなければならないときには、家族で協議し合意を得るものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象　者 | 分　配　方　法 |
| 乙 | 月額 　　　 万円（毎月 　　 日　手渡し） |

上記の給与のほか、所得目標を達成した場合等、その状況に応じて賞与を与えることができるものとする。

（労働時間と休日）

第６条　　１日の労働時間は、甲、乙とも 　 　 時間 とするが、役割や農作業の繁閑によりにより協議の上、延長又は短縮する。

また、家事・育児時間は労働時間にみなし、農作業の始業、終業の時刻に配慮する。

なお、休憩時間は農作業に応じて適宜とり、健康管理に努める。

２　　休日については、各々、　　　　日とし、農業経営に関する研修や自己の都合等により休日をとることができるが、家族の連携を密にし、仕事に支障のないように配慮をする。

また、正月、盆等の祝祭日についても話し合いのうえで決定する。

３ 　リフレッシュのため、農閑期には計画的に休暇をとるようにする。

（生活及び健康）

第７条　　健康で楽しい農業経営を行うため、それぞれが健康管理に努め、各々、年１回、健康診断を受ける。

２　　趣味を楽しむ時間や、外食の機会を設ける。

３　　年１回以上、家族旅行を実施する。

（研修や社会活動）

第８条　　経営能力や生産技術の向上を目指し、各種研修会、視察等には積極的に参加するとともに家族内でも参加を配慮する。

（家族会議）

第９条　　家族会議は 毎日 　　　　　とし、農作業の状況や作業計画、地域行事等について話し合う。

（将来の経営移譲）

第10条　　農業経営に必要な農業資産の分割を防止するため、甲が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲、乙の合意に基づき、移譲するものとする。

（その他）

第11条　　この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度 甲、乙で協議の上定めるとともに、必要に応じて改訂を行う。

（附則）

１　この協定書は、令和　　年　　月　　日より実施する。

２　この協定書の有効期限は、実施の日から１年とする。なお、本協定締結者は毎年見直しを行い、異議ない場合は自動的に更新する。

３　この協定書は、甲、乙、及び立会人が各１通保有する。

令和　　年　　月　　日

住　所

甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

立会人

　郡山市農業委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞